

# 〈定期刊行物レビュー〉

2009年9月～11月

## 保 険

### ○弁護士賠償責任保険契約に関する一考察（山下 典孝）

（保険学雑誌第606号2009.9：日本保険学会）

本稿は、弁護士賠償責任保険契約における法的諸問題のうち、争訟費用の支払範囲と故意等の免責を規定する特約条項3条1項（後述参照）の解釈の2点に焦点をあて解説している。

まず、争訟費用の支払範囲の件は、弁護士過誤訴訟で当該弁護士自らが訴訟にあたった場合に、その訴訟費用や弁護士報酬に関する費用を保険金として請求できるかという点がポイントとなる。裁判所は、「被保険者たる弁護士が実際に他の弁護士に弁護士報酬を支払うこととなった場合でなければ、同号（注）にいう弁護士報酬には該当しない」とし、筆者も判例の見解を支持している。

次に、特約条項3条1号の解釈を巡る問題であるが、同号は「被保険者の犯罪行為（過失反を除きます）または他人に損害を与えるべきことを予見しながら行った行為（不作為を含みます）に起因する損害賠償」を免責とすると定めている。この解釈につき争いがあり、故意免責を明確にしたに過ぎないとの学説と、故意免責だけでなく「他人に損害を与えるべきことを予見しながら行った行為」である「認識ある過失」も含むとの判例及びこれを支持する学説の2つがある。

筆者は後説を主張し、同条項は、単なる故意免責を明確にする趣旨で設けられた条項ではなく、弁護士の職業倫理に著しく反する行為を免責とする趣旨で設けられたものと考えている。最後に、弁護士職務基本規程や懲戒制度との整合性の関係でどの範囲まで免責が認められるかの検討が今後の課題であるとして結んでいる。

（注）賠償責任保険普通保険約款2条1項4号を指し、「被保険者が当会社の承認を得て支出した訴訟費用および弁護士報酬ならびに調停、和解または仲裁に要した費用」と規定されている。

### ○アメリカの児童医療保険プログラム（中浜 隆）

（損害保険研究 第71巻第3号2009.11：損害保険事業総合研究所）

本稿は、小樽商科大学の中浜隆教授によるアメリカの児童医療保険プログラムを調査・研究したものである。米国では民間医療保険が中心であるが、65歳以上の高齢者に対してはメディケアと呼ばれる公的医療、民間医療保険に加入できない貧困者に対してはメディケイドと呼ばれる公的医療扶助がある。しかし、低所得であっても貧困ではないため公的医療扶助を受けられず、保険料負担が大きいため民間医療保険に加入できない無保険者が多数存在する。児童医療保険プログラムは、このような低所得世帯の無保険児童（19歳未満）に州政府が医療を提供するため1997年に創設された

ものである。当初は実施期間 10 年であったが、2007 年に 1 年延長、2008 年に 1 年延長、2009 年に 2013 年 9 月 30 日まで延長されている。

この特徴は二つある。一つは、親の勤務先の雇用主提供の民間医療保険に加入している児童の中には、この民間医療保険に加入しないならば本プログラムの加入資格を有する児童がいる。彼らが意図的に本プログラムへの乗換えることを防止するため、データベース整備を始めとする様々な方策を州政府が講じていることである。もう一つは、財源は公費（連邦政府の補助金と州政府の自主財源）であるが、州政府は民間保険者に本プログラム用の保険を開発・販売してもらい、その保険料を助成していることである。

米国での公的医療保険の創設に賛否両論があり、公的医療保険拡大か、税制優遇強化などによる民間医療保険普及かが大きな争点である。公的医療保険拡大の場合には、児童医療保険プログラムのような制度も参考になると結んでいる。

#### ○ドイツ保険契約法における情報・助言義務に関する保険募集規定とわが国の動向

（清水 耕一）

（保険学雑誌 第 606 号 2009.9：日本保険学会）

わが国においては、保険法が約 100 年ぶりに抜本的に改正され、2008 年 6 月 6 日に公布、2010 年 4 月 1 日に施行されることとなった。ドイツにおいても、保険契約法が同じく約 100 年振りに改正され 2008 年 1 月 1 日に施行されている。わが国の保険法改正の議論の中で、保険募集規制は保険契約法に取り込まれるのではなく保険業法および一般私法で対応することで足りるとされたのに対し、ドイツでは保険募集規制が保険契約法に取り込まれている。

本稿では、保険募集に関して保険業法が契約法や民事責任に与える影響、あるいは保険業法と契約法との役割のあり方についての議論を踏まえながら、保険募集規制を保険業法ではなく保険契約法に規律する意義を問い直している。

## 銀 行

#### ○「攻め一辺倒」から「攻守バランス型」に転ずる欧米金融機関の環境ファイナンス業務～金融危機深刻化後の変化と今後の方向性～（大田和 哲也）

（金融 第 752 号 2009.11：全国銀行協会）

風力・太陽光など再生可能エネルギー発電事業のプロジェクトファイナンスや環境配慮型ビルディング等への投融資、排出量取引の媒介、キャット・ボンドなど、いわゆる環境ファイナンス業務への戦略的取組を検討する重要性が増している。

大手都市銀行調査部門の上席調査役である筆者は、国連環境プログラム・持続可能なエネルギー金融イニチアチブ（UNEP-SEFI）等の関係資料をもとに、欧米主要金

融機関による環境ファイナンス業務の取組状況および今後の展望を紹介している。

この中で、これら金融機関の環境ファイナンスへの分野別参入状況や環境方針、再生可能エネルギー分野の投融資額やクリーン開発メカニズム（CDM）登録件数の推移等を説明しながら、金融危機後の環境ファイナンス業務の変化を説明している。また、UNEP-SEFI のアンケート結果等による再生可能性エネルギー分野および排出権取引の今後の見通しなどをもとに、わが国金融界の環境ファイナンス戦略の留意点などを説明している。

## ○会計基準の国際的動向と我が国の対応－IASB の取組みと ASBJ の対応を中心に－

（新井 武広）

（地銀協月報 2009.11：全国地方銀行協会）

本稿は、わが国の会計基準設定主体である企業会計基準委員会の常勤委員である筆者が、海外における国際財務報告基準（IFRS）導入の動向とそれを踏まえた日本の対応、金融危機を踏まえた国際会計基準審議会（IASB）の対応、企業会計基準委員会（ASBJ）の取組みを説明したものである。

国際的動向として、EU、米国のみならず、2011年頃には世界110カ国以上が何らかの形でIFRSを採用することを述べ、わが国の対応として、IFRS導入のロードマップ作成や導入への課題対応のための各種委員会設置などを説明している。

また、ASBJの対応として、コンバージェンスの継続・加速化、情報発信の強化をあげている。後者については、IFRS日本語翻訳版の発刊（2009年12月に発行済。ASBJウェブサイト参照。）にも触れている。

さらには、金融商品会計基準の見直しについて、ASBJが2009年5月に論点整理をしていること、2010年第4四半期に公開草案を公表し、2011年に最終基準化する計画であることを述べている。この他、無形資産や連結の範囲、収益認識、負債と資本の区分、引当金などについてIASBの動向とASBJの対応を説明している。

国際会計基準は、その影響の大きさから取り上げられる機会が増えているが、全体像やポイントがわかりやすく把握できる記事となっている。

# 証 券

## ○米国における排出権取引法案と今後の展望（物江 陽子）

（月間資本市場 No. 291 2009.11：資本市場研究会）

我が国で政権交代により誕生した民主党政権は、その公約の中で2011年度から排出権取引制度の導入を掲げ、これを受け排出権取引市場創設に関する計画が発表されている。2009年12月にコペンハーゲンで開催された第15回国連気候変動枠組み条約締約国会議（COP15）を経て、世界各国は今後ますます温室効果ガスの排出削減が

求められようとしている。

本稿は、世界で2番目の温室効果ガス排出大国である米国において排出権取引制度の導入を巡る状況を分析している。既に州レベルにおいては、排出権取引制度について、東海岸の北東部10州が2009年から導入、中西部6州が導入を検討、そして西海岸7州が2012年から導入を予定、となっている。本稿は、このような州レベルでの取組みに対して、連邦レベルにおいて気候変動対策としての排出権取引制度の導入を公約したオバマ政権が排出権取引関連法案にどのように取り組んでいるのかについて、その法案の中身と今後の展望を中心に詳述しているものである。

筆者によると、現在連邦レベルで排出権取引制度に関連して法案として審議されているのは、「2009年米国クリーンエネルギー・安全保障法案（通称：ワックスマン・マーキー法案）」と「クリーンエネルギー雇用および米国発電法案（通称：ケリー・ボクサー法案）」の二つであり、排出権取引制度そのものについて両案の骨子は共通しているものの、①温室効果ガス中期削減目標、②排出枠の割当、および③再生可能エネルギー導入目標などが異なっているとしている。

## ○米国の社債市場の検証とわが国社債市場を取り巻く環境変化について

（井潟 正彦、瀧 俊雄、吉川 浩史）

（資本市場クォーターリー 2009 Vol.13-2 Autumn、2009.11：野村資本市場研究所）

米国は、企業の資金調達手段の大部分を銀行借入ではなく、社債発行に依存しており、米国社債市場は発行残高6.7兆ドルと大きな規模を誇っている。一方、わが国の社債市場は米国に比して規模が小さく、発行残高は56.1兆円にとどまっている。

本稿では、米国資本市場において存在感の大きな社債市場を鳥瞰し、またわが国社債市場を取り巻く環境変化を概観することにより、わが国社債市場の拡大への兆しを見ている。

筆者は、今後、金融機関に対する自己資本比率やレバレッジ比率の規制強化、確定給付年金の積立不足増加や退職給付会計の即時認識の導入を受けた確定拠出年金への移行といった環境変化、企業の社債による資金調達の増加、個人による社債投資の拡大を通じた、わが国社債市場の発展が期待されるとしている。また、海外投資家の社債投資促進のため、非居住者について、米国、英国、ドイツ、フランスといった主要先進国で行われている社債の利子非課税措置の導入も早急に求められるとしている。